

# 太陽光発電設備をお持ちの方へ

太陽光発電設備には固定資産税がかかります

三田市内で、**10kw**以上の太陽光発電設備は機械として償却資産に該当し、毎年固定資産税の**償却資産の申告が必要**です。（家屋の屋根材として設置されているものを除く。）

○償却資産として申告が必要となる太陽光発電設備について

設置者	余剰売電・全量売電（10kw以上）	余剰売電（10kw未満）
個人（住宅用）	課税対象	課税対象外
個人（事業用）	課税対象	
法人	課税対象	

所有する太陽光発電設備が固定資産税（償却資産）の申告の対象となるか分からない場合や、課税標準額の計算、申告方法などご不明な点がございましたら、税務課資産税償却担当までお問い合わせください。

・三田市では、地方税法に基づき、事業者が所有されている償却資産の調査を順次行っています。

その際、法人税（所得税）の申告書類や決算書類（減価償却資産内訳・明細書、又は減価償却費の計算書）等の提出をお願いしています。また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類を閲覧することがあります。ご理解のほど、お願いいたします。

調査結果により修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は、資産の取得された翌年度まで遡及（最高5年度）いたしますので、あらかじめご承知ください。過年度分について追加課税となった場合の税額は、直近の納期に一括して納付いただきますので、ご留意願います。